

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	農地整備課	検索番号	5 - 1
法令名	地方自治法	根拠条項	238の4 - 7	
許認可等	県有土地改良財産の多目的使用の許可			
(根拠規定)				
第二百三十八条の四				
7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。				
愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和59年4月1日 規則第30号)				
第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、県が管理する土地改良財産の使用の許可を受けようとする者は、土地改良財産の原形を変更しない場合にあつては土地改良財産使用申請書(様式第2号)を、土地改良財産の原形を変更する場合にあつては土地改良財産使用及び改築、追加工事等申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。				
(許認可等の基準)				
愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の施行等について(平成23年12月20日 23農整第927号農林水産部長通知)				
16.規則第5条の使用の許可又は規則第13条の他目的使用の承認は、その使用が当該土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げないものであって、関係耕作者の利益を損なわない場合に行うものとする。				
(その他)				